

宝塚市立中学校 部活動ガイドライン (改訂版)

宝塚市教育委員会

策定 令和元年（2019 年）4 月

改訂 令和 4 年（2022 年）4 月

改訂 令和 6 年（2024 年）4 月

～ もくじ ～

はじめに	・ ・ ・	1
1 部活動について	・ ・ ・	2
2 適切な運営のための体制整備	・ ・ ・	3
3 部活動の実施に当たって	・ ・ ・	4
4 適切な指導の実施	・ ・ ・	5
5 熱中症対策について	・ ・ ・	6
6 適切な休養日の実施	・ ・ ・	7
7 保護者との連携・配慮	・ ・ ・	8
8 教育委員会の取組	・ ・ ・	8
9 巻末資料		
部活動に係る活動方針作成例	・ ・ ・	10
年間活動計画作成例	・ ・ ・	12
月間活動計画及び実施報告作成例	・ ・ ・	13
宝塚市部活動指導者育成指標	・ ・ ・	14
宝塚市教職員研修会計画一覧	・ ・ ・	15

はじめに

中学校の部活動は、スポーツや文化、科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部活動の責任者（以下「顧問」といいます。）の指導のもと、学校教育の一環として行われてきました。部活動に参加することで、生徒一人ひとりが顧問や仲間とのかかわりの中で、それぞれの個性や能力を伸ばしたり、社会性や人間性を育むなど、さまざまな経験を積むことが期待されています。

本市では、平成30年（2018年）3月にスポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が、同年9月に兵庫県教育委員会から「いきいき運動部活動（4訂版）」（以下「県4訂版」といいます。）が示されたことを踏まえ、令和元年（2019年）から「宝塚市立中学校部活動ガイドライン」（以下「本ガイドライン」といいます。）を策定し、取組を進めてきました。

本市において、部活動は顧問の献身的な取組の積み重ねの上に成り立っている反面、様々な改善すべき課題があります。中でも、近年発生した数々の事案が部活動に起因している状況も踏まえつつ、顧問の負担軽減や生徒の健全な成長への配慮等、部活動の適正化を図る必要があります。

本ガイドラインは、部活動の意義や目的を改めて確認するとともに、生徒にとっても、顧問にとっても、より安全で充実した部活動となるよう、その運営や指導の在り方について示すものです。また、令和4年（2022年）4月改訂において、新たに「宝塚市部活動指導者育成指標」（以下「育成指標」といいます。）を策定し、本市の教職員及び部活動に係る指導者の目指すべき指標として位置付けました。各中学校においては、本ガイドライン及び育成指標に則り、関係団体等との連携のうえ、持続可能な部活動をめざして、本ガイドラインの遵守と育成指標に関連した研修に取り組むこととします。

なお、本ガイドラインは運動部活動について記載していますが、文化部活動についてもこれに準じて取り扱うものとします。

宝塚市教育委員会

1 部活動について

(1) 部活動の位置づけ

中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月 31 日文部科学省告示第 64 条・令和 3 年 4 月 1 日施行）では、部活動について、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること明示されています。

従って、教育的意義が部活動の充実のみで図られるのではなく、部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果を高める活動として実施されなければなりません。

(2) 意義

部活動には、生徒の多様な学びの場としての教育的意義があります。

- ◇ 喜びと生きがいの場
- ◇ 体力の向上と健康の増進
- ◇ 豊かな人間性の育成
- ◇ 明るく充実した学校生活の展開
- ◇ 生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続するための基礎づくり

(3) 問題点

従来から、次のような問題点が指摘されています。

- ◆ 勝利至上主義的な考え方から生徒に過度の練習を強いるケースがある
- ◆ 生徒の自主性、個別性を軽視した運営がなされている場合がある
- ◆ 担当していない部の課題に対して、教員間で意見交換がなされにくい
- ◆ 部員内の同調圧力や閉鎖性から不均衡な力関係が発生する場合がある
- ◆ 教員の超過勤務の増大が問題となっている
- ◆ 顧問が未経験の種目を担当することが見受けられる
- ◆ 生徒数の大幅な減少により部員数や顧問数が減少して、運営体制の維持が困難である

これらに加えて、近年では教職員の働き方改革の一環から、持続可能な部活動の在り方が問題となっています。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 各校における「部活動に係る活動方針」の決定

学校は、毎年度、部活動方針を策定し、ホームページ等への掲載による公表を行います。

(2) 活動計画・実施報告の作成

顧問は、学校の「部活動に係る活動方針」に則り、年間活動計画並びに月間活動計画及び実施報告を作成し、校長に提出します。

(3) 適正な指導者の配置と部活動の設置

顧問の決定に当たっては、複数顧問制や顧問、担任、養護教諭等が連携を図る等、学校全体での適切な指導・運営体制構築を図ることとします。

(4) 各顧問の情報交換

部活動の充実に向け、顧問間で情報交換を行うことは重要です。特に、経験の浅い顧問に部活動の在り方や運営・指導方法等についてアドバイスをする機会として顧問会の活用を図ることとします。

(5) 「部活動外部指導者」の活用

部活動外部指導者を活用するときは、その実施要領に則って運用します。

3 部活動の実施に当たって

(1) 校長及び顧問は、文部科学省が平成 25 年（2013 年）5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、以下のことを徹底します。

- ① 生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）
- ② 事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）
- ③ 体罰・ハラスメントの根絶

顧問は専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うとともに、中央競技団体が作成する合理的で、かつ、効率的・効果的な活動のための指導手引を活用し、適切な指導を行います。

(2) スポーツ医・科学の見地から、顧問は、以下のことを理解し、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行います。

- ① トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること。
- ② 過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと。
- ③ 生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成させること。

4 適切な指導の実施

部活動は、複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、生徒の参加する目的や技能等が様々であること等の特色を持ちます。学校は、生徒の主体性、自主性を育む部活動指導を通して、いじめ等の発生防止を含めた適切な集団づくりを行う部活動文化の醸成を図る必要があります。

(1) 対話を重視した適切な指導の実施

個性を伸ばし、友情を深めるなど好ましい人間関係を育てるという部活動の意義を再確認し、「連帯責任」を取らせるなどの特定の生徒に対して非難が向けられるような指導ではなく、対話を重視した指導を実施することが重要です。

(2) 生徒の主体性、自主性を育む指導

生徒が自分たちで目標や課題、部活動内での役割など自ら設定し、その達成、解決に向けて必要な取組を考え、活動ができるように支援をすることが大切です。

(3) 特別支援教育の視点を生かした指導

学校には多様な特性のある生徒たちがおり、練習や試合等で困り感が解消されずに、注意ばかり受けてつらい思いをすることがあります。生徒の困難さに着目した組織的で丁寧な指導を行います。

(4) いじめが疑われる場合の対応

部活動でいじめが疑われる場合の対応については、学校いじめ防止基本方針に則り、部活動内に留めることなく、学校いじめ防止委員会等において情報共有し、組織的対応を行う校内体制の確立を図るようにします。

(5) 安全管理・事故防止

部活動中に予測される危険性の事前確認や使用する用具・練習場等の安全点検を行うとともに、用具等の扱いや活動内容について安全に配慮した指導を行い、事故の未然防止に努めます。

5 熱中症対策について

(1) 部活動中の熱中症事故防止の徹底

「環境省熱中症予防情報サイト」(<http://www.wbgt.env.go.jp/>)を参考に、部活動実施の可否について検討するとともに、実施する場合においては次の事項を遵守します。

- ① 「暑さ指数(WBGT)」(環境省)や「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会)【下図】を参考にします。
- ② 活動する環境条件に応じて練習時間や内容の見直しを行います。
- ③ 活動前に健康観察を行い、体調の悪い者は運動をさせません。また、活動中に体調が悪くなった場合は、我慢をさせずに顧問に申し出るようにします。
- ④ こまめに休憩時間を設け、「強制的な水分補給」と「自主的な水分補給」を併用し、適宜、水分補給を行います。併せて適切な塩分補給も行います。

熱中症予防運動指針				
WBGT ℃	湿球 温度 ℃	乾球 温度 ℃	運動は 原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
31	27	35	厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休息をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
▲▼	▲▼	▲▼		
28	24	31	警 戒 (積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
▲▼	▲▼	▲▼		
25	21	28	注 意 (積極的に水分補給)	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
▲▼	▲▼	▲▼		
21	18	24	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。
▲▼	▲▼	▲▼		

1) 環境条件の評価にはWBGTが望ましい

2) 乾球温度を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。

6 適切な休養日の実施

勝利至上主義的な考えから、「休養日」もほとんどなく、長時間にわたる活動を生徒に強制することは、バランスのとれた生活やスポーツ障害を予防する観点からも改善を図る必要があります。「休業日」となる土曜日及び日曜日は、家族とのふれあいやボランティア活動、地域活動などへの参加を促すとともに、心身をリフレッシュさせるためにも「休養日」とすることが望まれます。やむを得ず部活動を実施する場合にも、学校週 5 日制の趣旨を十分に踏まえ、部活動のみに終始する一日とならないようにするなど、配慮が必要です。

ジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する医・科学的観点を踏まえ、以下を基準とします。

(1) 休養日（活動しない日）の設定について

学期中は、週当たり 2 日以上 of 休養日を設けます。

※ 平日及び土日等の休業日にそれぞれ 1 日以上を休養日とします。

※ 休養日とは、放課後等全ての活動をしない日とします。

※ 長期休業中は、学期中に準じた扱いを行います。

※ 休業日に大会参加等で活動し、休業日に休養日が設定できなかった場合は、休養日を他の日（平日も可）に振り替えます。ただし、振替日を長期オフシーズンに設定はしないこととします。

(2) 1 日の活動時間について

平日は 2 時間程度、土日等の休業日は 3 時間程度とします。

※ 活動時間には、練習前の更衣や用具等の準備、練習後の後片づけにかかる時間は含まないこととします。

(3) 長期オフシーズンの設定について

① 定期考査中や長期休業中などを利用し、長期オフシーズンを設けます。

② 夏季休業日には節電休業期間を含む連続する 7 日間を、冬季休業日には学校閉鎖期間（12/29～1/3）を休養期間（オフシーズン）として設け、生徒が十分な休養をとり、家庭や地域で過ごす時間を確保します。

(4) 学校単位で参加する大会等の見直しについて

学校単位で参加する大会や合宿等についても、上記（1）（2）（3）を基準とし、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担とならないことを考慮して参加することとします。

(5) 始業前の部活動早朝練習について

生徒の健康面・安全面への配慮並びに家庭の負担軽減、教職員の負担軽減のため、始業前の部活動早朝練習は行わないこととします。各種大会やコンクール前等であっても同様の取り扱いとします。

7 保護者との連携・配慮

部活動を充実させるためには、保護者からの理解や協力を得ることが不可欠です。部活動に対する保護者の考え方も様々であり、保護者に部活動を正しく理解してもらうことは、とても大切なことです。

- (1) 保護者会を年度当初に開催するなどして、部活動の方針・年間計画などを保護者に説明するとともに、毎月の活動予定を配布するなどして、保護者に理解を求める必要があります。
- (2) 保護者負担をできるだけ軽減するように配慮し、必要経費等を徴収する場合は、用途と集金額を保護者に事前に文書で説明をし、実施後は決算報告を行うこととします。
- (3) 傷病時には、必ず保護者に連絡し、適切な対応を行います。

8 教育委員会の取組

- (1) 県4訂版に則った本ガイドラインに基づき、市立中学校における部活動の適正化に向け、学校に必要な支援等に取り組みます。
- (2) 生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、保護者の理解と協力、民間事業者の活用、地域のスポーツ団体との連携など、学校と地域が協働してスポーツ環境整備を進めます。
- (3) 生徒の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、保護者の理解と協力を促します。
- (4) 学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい活動計画及び活動実績の様式の作成等を行います。
- (5) 顧問を対象とする指導に必要な知識及び実技の質の向上を図る研修、並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営を図るための研修を実施します。
- (6) 学校における生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶に向けた取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行います。
- (7) 部活動の充実と教員の負担軽減が図られるよう、「部活動外部指導者」を生徒や教員の数、校務分担の実態等を踏まえて効果的に配置するよう努めます。
- (8) 少子化に伴い、部員不足により十分な活動ができない場合は、生徒の活動機会が損なわれないよう、複数の学校による合同部活動等の取組を推進します。
- (9) 教員育成指標の策定方針を参酌して宝塚市の育成指標を策定し、それを活用して研修計画を立て、教職員及び外部指導者等の資質の向上を行います。

【 参考資料 】

- ・ 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン【平成 30 年(2018 年)3 月・スポーツ庁】
- ・ いきいき運動部活動（4 訂版）【平成 30 年(2018 年)9 月・兵庫県教育委員会】
- ・ 運動部活動での指導のガイドライン【平成 25 年(2013 年)5 月・文部科学省】
- ・ 熱中症予防運動指針【公益財団法人 日本スポーツ協会】
- ・ 宝塚市立中学校における始業前の部活動早朝練習の取り扱いについて

【令和 6 年(2024)3 月・宝塚市教育委員会】

9 【 巻末資料 】

部活動に係る活動方針作成例

2024 年度 宝塚市立●●中学校 部活動に係る活動方針

1 部活動について

(1) 位置づけ

本校の部活動は、生徒の自主的、自発的な参加によって行われ、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育がめざす資質・能力の育成を資するものです。また、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、自らの目標の達成に向けて粘り強く挑戦したりするなど人間形成に資するものです。

(2) 意義

部活動には、生徒の多様な学びの場としての以下のような教育的意義があります。

- ◇ 喜びと生きがいの場
- ◇ 体力の向上と健康の増進
- ◇ 豊かな人間性の育成
- ◇ 明るく充実した学校生活の展開
- ◇ 生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続するための基礎づくり

2 適切な指導について

- (1) 顧問は、本校の活動方針に則り、年間活動計画並びに月間活動計画及び実施報告を作成し、校長に提出します。
- (2) 顧問は、「連帯責任」を取らせるなどの特定の生徒に対して非難が向けられるような指導ではなく、対話を重視し、体罰やハラスメントのない適切な指導を行います。
- (3) 部活動前に、顧問が生徒の体調確認を行い、練習等に参加させるか判断します。
- (4) 部活動でいじめが疑われる場合の対応については、学校いじめ防止基本方針に則り、部活動内に留めることなく、学校いじめ防止委員会等において情報共有し、組織的対応を行います。
- (5) 部活動中は、安全に配慮した指導を行い、事故の未然防止に努めます。

3 熱中症対策について

- (1) 「環境省熱中症予防情報サイト」を参考に、部活動実施の有無について検討します。
- (2) 部活動を実施する際は、こまめに休憩時間を設け、「強制的な水分補給」と「自主的な水分補給」を併用し、適宜、水分補給を行い、併せて適切な塩分補給も行います。

4 休養日の設定と活動時間について

(1) 休養日（活動しない日）

学期中は、週当たり 2 日以上の休養日を設定します。

※ 平日及び土日等の休業日にそれぞれ 1 日以上を休養日とします。

※ 長期休業中は、学期中に準じた扱いを行います。

※ 休業日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えます。

(2) 1 日の活動時間

平日は 2 時間程度、土日等の休業日は 3 時間程度とします。

※ 活動時間には、練習前の更衣や用具等の準備、練習後の後片づけにかかる時間は含みません。

(3) 長期オフシーズンの設定

① 定期考査中や長期休業中などを利用し、長期オフシーズンを設定します。

② 夏季休業日には節電休業期間を含む連続する 7 日間を、冬季休業日には学校閉鎖期間（12/29～1/3）を休養期間（オフシーズン）として設定します。

5 保護者との連携について

(1) 保護者会を年度当初に開催するなどして、部活動の方針や年間計画などを保護者に説明するとともに、毎月の活動予定を配布するなどして、保護者に理解を求めます。

(2) 傷病時には、必ず保護者に連絡し、適切な対応を行います。

6 本年度の部活動について

(1) 本年度設置する部活動

【運動部】

陸上競技部、柔道部、剣道部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、サッカー部
女子バレーボール部、男子卓球部、女子卓球部、男子ソフトテニス部、女子ソフトテニス部
軟式野球部、ソフトボール部

【文化部】

吹奏楽部、美術部、放送部、茶華道部

(2) 完全下校時刻

◆ 4 月～9 月…18 : 00

◆ 10 月・3 月…17 : 30

◆ 11 月～2 月…17 : 00

2024 年度 ●●●部 ≪ 年間活動計画 ≫

顧問	●● ●● ・ ■■ ■■ ・ ▲▲ ▲▲
部員 数	1 年()名 ・ 2 年()名 ・ 3 年()名
活動 日	月～金(うち 1 日は休み) ・ 土日(うち 1 日は休み) ※大会等で土日の両日とも活動した場合は、他に振り替える。
活動 時間	平日 2 時間程度 ・ 休日 3 時間程度
活動 場所	グラウンド

月	大会
4	
5	
6	
7	夏季総体(市内大会)
8	
9	新人大会(市内大会)
10	新人大会(阪神大会)(県大会)
11	
12	
1	
2	
3	協会杯

月間活動計画及び実施報告作成例

宝塚市立●●中学校						
2024年度 ●●●部 < 月間活動計画及び実施報告 >						
月/日 (曜日)	実 施	活動時間	場 所	< 実施報告 >		
				実 施	活動時間	場 所
4/1 (月)	OFF			OFF		
4/2 (火)	練習	9:00～12:00	グラウンド	練習	9:00～12:00	グラウンド
4/3 (水)	練習	13:30～16:30	グラウンド	練習	13:30～16:30	グラウンド
4/4 (木)	練習	9:00～12:00	グラウンド	練習	9:00～12:00	グラウンド
4/5 (金)	練習	13:30～16:30	グラウンド	練習	13:30～16:30	グラウンド
4/6 (土)	練習試合	9:00～12:00	■■中学校	練習試合	9:00～12:00	■■中学校
4/7 (日)	OFF			OFF		
4/8 (月)	OFF			OFF		
4/9 (火)	練習	16:15～17:45	グラウンド	練習	16:15～17:45	グラウンド
4/10 (水)	練習	16:15～17:45	グラウンド	練習	16:15～17:45	グラウンド
4/11 (木)	練習	15:15～17:15	グラウンド	練習	15:15～17:15	グラウンド
4/12 (金)	練習	16:15～17:45	グラウンド	練習	16:15～17:45	グラウンド
4/13 (土)	大会	9:00～12:00	スポーツセンター	大会	9:00～12:00	スポーツセンター
4/14 (日)	大会	13:00～16:00	スポーツセンター	OFF		
4/15 (月)	OFF			OFF		
4/16 (火)	OFF			OFF		
4/17 (水)	練習	16:15～17:45	グラウンド	練習	16:15～17:45	グラウンド
4/18 (木)	練習	15:15～16:15	グラウンド	練習	15:15～16:15	グラウンド
4/19 (金)	練習	16:15～17:45	グラウンド	練習	16:15～17:45	グラウンド
4/20 (土)	練習	13:00～16:00	グラウンド	練習試合	9:00～12:00	★★中学校
4/21 (日)	OFF			OFF		
4/22 (月)	OFF			OFF		
4/23 (火)	練習	16:15～17:45	グラウンド	練習	16:15～17:45	グラウンド
4/24 (水)	練習	16:15～17:45	グラウンド	練習	16:15～17:45	グラウンド
4/25 (木)	練習	15:15～17:15	グラウンド	練習	15:15～17:15	グラウンド
4/26 (金)	練習	16:15～17:45	グラウンド	練習	16:15～17:45	グラウンド
4/27 (土)	練習試合	9:00～12:00	▲▲中学校	練習試合	9:00～12:00	▲▲中学校
4/28 (日)	OFF			OFF		
4/29 (月)	OFF			OFF		
4/30 (火)	OFF			OFF		
/						
()						

記入例

この「A6」セルに年月日を入力すると、以下その月の暦日と曜日が自動的に表示されます。

変更があったときは赤字で修正してください。

宝塚市 部活動指導者育成指標

項目	指標内容
1 部活動を担う素養	① 学校教育の一環である部活動において、教育に対する情熱・使命感をもち、生徒に愛情をもって接することができる。
	② 部活動において、安全に配慮しながら、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感等を育てることができる。
	③ 教養、社会性、コミュニケーション力、想像力等の総合的な人間性を備えている。
	④ 高い倫理観と規範意識をもち、自らの人権感覚を高めることができる。
	⑤ 生徒、保護者、地域や関係機関等と公正・公平な立場で対応することができる。
	⑥ 常に意欲的に学び続ける姿勢をもち、新たな課題へ挑戦することができる。
2 宝塚市の課題への対応	① 学校や地域の実態に応じて、外部指導者や地域の協力を得ての実施や複数校での合同実施、関係施設や関係団体等との連携による実施等の部活動の多様な運営方法に対応することができる。
	② いじめ、不適応等の対人的な教育課題の重要性を理解し、その予防・解決に取り組み、生徒が安心して部活動に取り組むことができるようにする。
	③ 教職員が生徒と向き合う時間の確保と、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、計画的に部活動を実施することができる。
	④ 法令を遵守し、生徒に対するハラスメントや不適切な言動を行わず、部活動の指導を行うことができる。
3 部活動経営、部活動計画及び安全管理	① 当該校の活動方針及び計画に基づき、当該部の年間活動計画並びに月間活動計画及び活動実績を作成することができる。
	② ガイドライン等が示す活動時間と休養日を遵守するとともに、一定期間の休養期間を計画的に設けることができる。また、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動になるようにすることができる。
	③ 生徒や保護者との意見交換等を通じて生徒の部活動に関するニーズを理解し、また、生徒の主体性を尊重しながら、当該部の活動目標、指導方針、活動計画等を検討、設定、改善することができる。
	④ 生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動等、バランスのとれた生活を送ることができるよう指導をすることができる。
	⑤ 生徒が部活動を通して、教育課程において学習する内容の大切さについて認識することができるようにする。また、生徒が部活動を通して、自らの適性や興味や関心等についてより深く追求することができるようにする。
	⑥ 安全のための危機管理や健康管理の在り方を理解し、事件、事故、熱中症、トラブル、感染症等の予防や対応をすることができる。
4 部活動の専門性に応じた指導・援助	① 生徒がスポーツや文化、科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感を涵養できるようにするとともに、スポーツ、文化、科学等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって継続する資質や能力を育てることができる。
	② 生徒や地域の実態に応じた練習の内容や方法を工夫し、効果的な練習計画を立て実施することができる。
	③ 部全体や生徒個々の専門的な知識や技能及び競技力の課題を分析し、計画的に改善・向上に取り組むことができる。
	④ 日々の実践を振り返り、指導者自らの適性や課題に応じた研究・研修に努め、指導の内容や方法の工夫・改善を行い、自らの専門的知識や技能の向上に意欲的に取り組むことができる。
	⑤ 過重な練習の実施や生徒のバーンアウト等を防止しながら、勝利を過剰に重視することなく、健全な心身を培い、豊かな人間性を育む指導をすることができる。
	⑥ 生徒が技能、記録、安全確保等に関する自分の目標や課題について、自ら明確にできるようにする。また、そのような目標の達成や課題の解決に向けて、生徒が主体的に考え調べ、必要な内容や方法等を実践することができるようにする。
5 部活動における教育	① 生徒同士の好ましい人間関係を構築することができる。また、生徒の学習意欲の向上や自己肯定感、責任感や連帯感を涵養することができる。
	② 部活動において生徒の学びや成長を把握し、指導方法の改善につなげることができる。
	③ 生徒個々の目的・目標やニーズや入部理由等を把握し、個別的に支援することができる。
	④ 自他の人権意識を高めていこうとする生徒の実践的な行動力を育成することができる。
	⑤ 生徒との適切な距離を保ちながら、生活背景や内面の理解に努め、カウンセリングマインドとストレスマネジメントに基づく指導を行うことができる。
6 特別な配慮を必要とする生徒への対応及び個性や多様性への配慮	① 多様な個性や課題を有する生徒や、特別な配慮を必要とする生徒の部活動における取り組みや学びの過程において生じるニーズや困り感や困難さに応じた、個別的な指導や支援を行うことができる。
	② 特別な配慮を必要とする生徒の個別的教育支援計画や指導計画に基づき、保護者や関係機関等と連携しながら、部活動における個別の支援を行うことができる。
7 保護者や地域、関係機関等との連携及び協働	① 学校・各部活動と保護者・地域等は、共に生徒の健全な成長のための教育や部活動環境の充実を支援するパートナーであるという考えのもと、保護者、地域や関係機関等と連携し、情報を共有しながら、開かれた部活動運営をすることができる。
	② 保護者と話し合う機会を設ける等、意思の疎通を大切にし、信頼関係を築くことができる。
	③ 生徒や保護者に対して、当該校全体の目標・方針、各部の活動の目標・方針・計画、指導（練習）方法、活動の期間や時間、活動の諸経費等について、理解を得られるよう積極的に説明することができる。
8 他の教職員等との連携及び協働	① 部活動は学校教育の一環であることを踏まえ、部活動の意義、運営や指導の在り方について教職員相互に理解を深め、組織的に取組を進めることができる。
	② 部顧問、担任、養護教諭、外部指導者等が連携を図り、複数の教職員が関わって部活動に取り組むことができる。
	③ 部活動の指導の内容や方法等に関して、同僚・先輩や管理職等に積極的に相談し、多様な知見を指導に生かすことができる。
	④ 他の教職員等と意見交換し情報共有を図りながら、教職員等が相互に個性や特性の理解に努め、協働して課題に取り組むことができる。
	⑤ 専門的知見を有する他の教職員（保健体育担当の教師や養護教諭等）と連携・協力し、発達段階の特徴・個人差、健康管理、安全確保、栄養管理等に関する知識を得るよう努めながら、指導を行うことができる。

宝塚市教職員研修会計画一覧（兵庫県教育委員会主催含む）

期日	テーマ・内容	対象者	種類	部活動指導者育成指標
4月	宝塚の教員として	初任者教員	宝塚市初任者研修	1①2③4⑤⑥, 2①2③④
4月	宝塚市における生徒指導について	初任者教員	宝塚市初任者研修	1①③⑤, 2②④
4月	宝塚市におけるICT教育・GIGAスクールについて	初任者教員	宝塚市初任者研修	2④, 7①②
4月	兵庫の教育・今日的な教育課題	初任者	兵庫県初任者研修	1①2③4⑤⑥, 2①2③④
4月	教職員としての心構え①（社会人のマナー）	初任者	兵庫県初任者研修	1①2③4⑤⑥, 2③④, 3③④
4月	教職員の服務	初任者	兵庫県初任者研修	2③④, 3⑥
4月	特別支援教育の現状と課題	中堅教員	兵庫県中堅研	6①②
5月	初任者に期待すること	初任者	兵庫県初任者研修	1①2③4⑤⑥
5月	「縦横連携」によりさらなる充実を図る特別支援教育	初任者	兵庫県初任者研修	6①②
5月	教職員としての心構え②（非違行為の防止）	初任者	兵庫県初任者研修	1④, 2④
5月	兵庫の防災教育	初任者	兵庫県初任者研修	3⑥
5月	心の健康教育（自殺予防等）	初任者	兵庫県初任者研修	2③, 3⑥
5月	教職員のメンタルヘルス	初任者	兵庫県初任者研修	2③, 3②, 5⑤
5月	自己を知る（教員としての自身の展望と研修の見直し）	初任者	兵庫県初任者研修	1①2③4⑤⑥
5月	教科指導等における1人1台端末の活用	初任者	兵庫県初任者研修	1③, 2③
5月	資質能力を育む教科の授業づくり	初任者	兵庫県初任者研修	5①②③
6月	生徒指導・学級経営の充実	2年次	兵庫県2年次研修	1①2③4⑤⑥, 2②, 5①②③④⑤
6月	児童生徒や保護者からの信頼関係確保に向けて④	2年次	兵庫県2年次研修	7①②③
6月	教員のストレス及びその対処法（コーピング）	2年次	兵庫県2年次研修	2③, 3②, 5⑤
6月	学校事故への対応	初任者	兵庫県初任者研修	1②2①
7月	ユニバーサルデザイン	現職教員	宝塚市パワーアップ研修	1③4⑤⑥, 6①②
7月	個別最適な学び	現職教員	宝塚市パワーアップ研修	1③4⑤⑥, 4⑥
7月	ICT教育	現職教員	宝塚市パワーアップ研修	1③4⑤⑥, 5①
7月	教育相談①（カウンセリングマインド等）	初任者	兵庫県初任者研修	1③, 5①③⑤, 6①②
7月	生徒指導（いじめ、不登校等への対応）	初任者	兵庫県初任者研修	2②, 6①②
7月	一人一人の教育的ニーズに応じた集団づくり	初任者	兵庫県初任者研修	5①2③4⑤⑥, 6①②
7月	教育相談②（不登校児童生徒への支援）	初任者	兵庫県初任者研修	2②, 3③, 6①②
7月	学び続ける教員になるために②	3年次	兵庫県3年次研修	1⑥, 4④, 5②
7月	児童生徒や保護者からの信頼確保に向けて⑤	3年次	兵庫県3年次研修	7①②③, 8①②③④⑤
7月	ICTを活用した授業づくり	初任者教員	宝塚市初任者研修	1①2③4⑤⑥4②, 5②
7月	ケース会議とチーム支援	初任者教員	宝塚市初任者研修	1①2③4⑤⑥, 4②, 5①②③④⑤
8月	カリキュラムマネジメント	現職教員	宝塚市パワーアップ研修	1③4⑤⑥, 8④
8月	LGBTQ理解	現職教員	宝塚市パワーアップ研修	1③4⑤⑥, 2②③④, 5①④
8月	学校安全	現職教員	宝塚市パワーアップ研修	1③4⑤⑥, 3⑥
8月	こどもの権利	現職教員	宝塚市パワーアップ研修	1③4⑤⑥, 2②③④, 5①④
8月	特別支援教育	現職教員	宝塚市パワーアップ研修	1③4⑤⑥, 6①②
8月	人権同和教育	現職教員	宝塚市パワーアップ研修	1③4⑤⑥, 2②③④, 5①④
8月	不登校支援	現職教員	宝塚市パワーアップ研修	1③4⑤⑥, 2②③④, 5①④
9月	特別支援教育	初任者	兵庫県初任者研修	6①②
10月	児童生徒や保護者からの信頼確保に向けて①	初任者	兵庫県初任者研修	7①②③, 8①②③④⑤
10月	人権教育	初任者	兵庫県初任者研修	1③
1月	キャリア教育	初任者	兵庫県初任者研修	4①②③4⑤⑥
1月	児童生徒や保護者からの信頼確保に向けて②	初任者	兵庫県初任者研修	7①②③
1月	健康教育	初任者	兵庫県初任者研修	4①②③4⑤⑥
1月	児童生徒のコミュニケーション力を育む	初任者	兵庫県初任者研修	1③, 5①
1月	児童生徒や保護者からの信頼確保に向けて③	初任者	兵庫県初任者研修	7①②③
2月	人権を意識した授業・学級経営	初任者教員	宝塚市初任者研修	6①②
2月	宝塚市研究発表大会	初任者教員・現職教員	（宝塚市初任者研修）	1①②③4⑤⑥

※令和6年度の研修計画について記載しています。